

京都市区役所支所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第 68 号

京都市区役所支所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市区役所支所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項表以外の部分中「ともに、」の右に「室に同表に掲げる課長を、室及び」を加え、同項の表中「課の名称」の右に「又は室に置く課長の職名」を加え、同項の表西京区役所洛西支所の款区民部の項を次のとおり改める。

地域力推進 室	総務・防災 課長 まち づくり推進 課長	庶務係長 地域防災係長 事業係長 広聴振興係長
	区民部	記録係長 窓口係長
	市民窓口課	市民税係長 固定資産税係長
	課税課	
	納税課	

第1条第1項の表西京区役所洛西支所の款福祉部の項中「保護係長」を「保護第一係長
保護第二係長」に改め、同表伏見区役所深草支所の款区民部の項を次のとおり改める。

地域力推進 室	総務・防災 課長 まち づくり推進 課長 大岩 街道周辺地 域環境整備 課長	庶務係長 地域防災係長 事業係長 広聴振興係長 環境整備係長
	区民部	記録係長 窓口係長
	市民窓口課	市民税係長 固定資産税係長
	課税課	
	納税課	

第1条第1項の表伏見区役所醍醐支所の款区民部の項を次のとおり改める。

地域力推進室	総務・防災課長 まちづくり推進課長	庶務係長 地域防災係長 事業係長 広聴振興係長
区民部	市民窓口課	記録係長 窓口係長
	課税課	市民税係長 固定資産税係長
	納税課	

第1条第7項中「課に」を「地域力推進室及び課に」に改める。

第2条第2項中「担当課長,」を「担当課長（室に置く課長を含む。次条第2項及び第4条において同じ。）」に改め、同条第6項中「課長が」を「課長（室に置く課長及び担当課長を含む。以下この条において同じ。）が」に改める。

第4条第1項中「定める」を「定め、行財政局組織・人事担当局長に報告しなければならない」に改め、同条第2項を削る。

第5条第1項中「課長」を「室に置く課長若しくは担当課長、課長」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 室に置く課長又は担当課長に事故があるときは、主管事務につき、課長補佐、担当課長補佐、係長又は担当係長がその職務を代理する。

第6条区民部の款の前に次の1款を加える。

地域力推進室

- (1) 支所の庶務に関すること。
- (2) 支所の所掌事務の連絡及び調整に関すること。
- (3) 支所の所属職員の人事、労務及び給与に関すること。
- (4) 庁舎の管理及び庁中取締りに関すること。
- (5) 総合庁舎の管理に関する事務の統轄及び調整に関すること。
- (6) 区政の企画、調査、連絡及び調整に関すること。
- (7) 区基本計画に関すること。
- (8) 区民のまちづくり活動の支援に関すること。
- (9) 地域振興に関すること。

- (10) 広報及び広聴に関すること。
- (11) 大岩街道周辺地域の環境の整備に関する調査, 企画, 連絡及び調整に関すること (伏見区役所深草支所に限る。)
- (12) 統計調査に関すること。
- (13) 災害対策に関すること。
- (14) 無料法律相談に関すること。
- (15) 行旅病人及び行旅死亡人並びに変死者に関すること。
- (16) 地縁による団体の認可に係る申請及び届出に関すること。
- (17) 地価公示法による図書の閲覧に関すること。
- (18) 自衛官の募集に関すること。
- (19) 区民の要望の処理に伴う関係機関との連絡及び調整に関すること。
- (20) 戦災者, 外地引揚者及び外地復員者の援護の実施に関すること。
- (21) 物品の出納及び保管に関すること。
- (22) 市政協力委員及び区内の関係団体との連絡に関すること。
- (23) 区民のスポーツの振興及び文化の向上に関すること。
- (24) 集会所新築等補助金に係る申請, 届出等に関すること。
- (25) ちびっこひろばの助成に関すること。
- (26) その他他の課及び室の主管に属しないこと。

第6条区民部の款総務課の項から大岩街道周辺地域環境整備課の項までを削り, 同款市民窓口課の項中第12号を第13号とし, 第1号から第11号までを1号ずつ繰り下げ, 同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 部の所掌事務の連絡及び調整に関すること。

第6条福祉部の款支援課の項第2号中「介護給付費等」の右に「及び地域相談支援給付費等」を加え, 同項第3号中「サービス利用計画作成費」を「計画相談支援給付費, 特例計画相談支援給付費」に改める。

附 則

この規則は, 平成24年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)